

## 四街道市児童遊園条例の一部を改正する条例

四街道市児童遊園条例（平成18年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を6の項とする。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。